平成２４年（フ）第３１号
東京都東大和市中央２丁目1118番地の１サンライズ中央109号、破産手続開始決定時の住所東京都東大和市向原４丁目１番地の11
破産者　生内　昭男
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３２号
東京都東大和市中央２丁目1118番地の１サンライズ中央109号、破産手続開始決定時の住所東京都東大和市向原４丁目１番地の11
破産者　生内　好子
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
東京都東大和市奈良橋４丁目577番地フレンドシップ東大和306号室
破産者　生内　邦彦
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４８３号
東京都西東京市富士町６丁目６番27号保谷富士町６丁目アパート304号室
破産者　前原　良広
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３号
最後の住所神奈川県横須賀市鴨居２丁目51番７号
破産者　亡西條智枝相続財産
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第８１号
神奈川県横須賀市平作１丁目27番３号
破産者　有限会社ＥＡＲＬＹ　ＫＮＯＣＬＥ
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４１５号
岐阜県山県市梅原2383番地
破産者　株式会社正進
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４１６号
岐阜市加納竜興町２丁目１番地　ファミール加納403号室
破産者　竹谷　豊彦
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２７３号
岐阜市春日町２丁目23番地２
破産者　所　　泰之
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５１２号
岐阜県本巣郡北方町高屋太子２丁目21番地の１
破産者　平工　重幸
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７２号
岐阜市本郷町４丁目42番地２
破産者　有限会社小坂工機
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
静岡県富士市柚木170番地　メゾン久能303号、前住所静岡県富士市水戸島元町11番７号
破産者　小林　雅章
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２１号
三重県伊勢市川端町301番地２、住民票上の住所三重県伊勢市川端町312番地７
破産者　長谷川秀明
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
三重県伊勢市川端町301番地２、住民票上の住所三重県伊勢市川端町312番地７
破産者　長谷川陽子
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
滋賀県東近江市五個荘竜田町254番地
破産者　フジノ石油株式会社
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４０号
奈良県大和郡山市額田部北町1142番地の13
破産者　有限会社マエダプレス
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８６号
岡山市南区福成２丁目９番１号
破産者　株式会社西日本ツーリスト
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足295番地の12
破産者　梅田　國儀
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６５号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字西流24番地２、住民票上の住所岐阜県各務原市川島松原町453番地６
破産者　大野　元嗣
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２５６４号
札幌市東区北36条東12丁目３番16号
破産者　秦　　秀人
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部